

施策の内容	取組の状況	取組の評価等
<p>施策1 減量化・資源化の促進</p>		
<p>(1) 県民の自主的な取組みの促進</p>		
<p>県民が商品の購入、使用に当たり、自ら排出する一般廃棄物の排出抑制に取り組むよう啓発に努める。</p> <p>市町村が実施する分別収集などの適正な循環的利用に対する取組への協力や、家電リサイクル法に基づく特定廃家電製品について小売業者等への引渡、建設リサイクル法に基づく建築物の分別解体工事等の実施を促す。</p> <p>廃棄物に関する適正な知識、情報の習得に資する啓発に努める。</p>	<p>排出抑制、ごみ分別等を促進するため、パンフレットの作成・活用、ごみゼロ社会推進あいち県民大会等の行事開催等で県民に啓発をするとともに、県内市町村の分別収集の品目、回収量が増加するよう市町村指導を行った。</p> <p>市町村と連携・協力して、廃家電の不法投棄防止の広報活動とパトロールを行った。</p>	<p>愛知県分別収集計画(第4期)に定めた目標の達成度が低い紙製容器、ペットボトルを除く他のプラスチック容器包装廃棄物の収集実施市町村を増やすよう市町村を指導するとともに、NPOや女性団体、消費者団体にも積極的に働きかける必要がある。</p>
<p>(2) 事業者の自主的な取組の促進</p>		
<p>減量化・資源化に関する方針を明確にした「多量排出事業者の産業廃棄物処理計画」の策定及び毎年度の報告の遵守を求めるとともに更なる減量化への積極的な取組を指導する。</p>	<p>廃棄物処理法の規定に基づき、多量排出事業者は、毎年度、計画策定、実施状況報告が義務付けられているため、これらを取りまとめ県内の処理の状況を把握している。</p>	<p>多量排出事業者による産業廃棄物の減量化、資源化の取組が進み、県廃棄物処理計画の平成18年度の減量化目標をほぼ達成の見込みである。</p>
<p>食品リサイクル法に基づく食品廃棄物の発生抑制、堆肥化など再生利用への努力、建設リサイクル法に基づく分別解体、再資源化への努力及び資源有効利用促進法に基づくパーソナルコンピューターなどの再資源化への努力について周知を図る。</p> <p>また、いわゆる自動車リサイクルなど各種リサイクルの制度化に備え、その対応の周知徹底に努める。</p>	<p>建設リサイクル法施行連絡会議(県会議及び地域会議)により関係機関の連携を図りながら、「建設リサイクル一斉パトロール」を平成14年度から毎年実施し、県内解体工事現場等に赴いて啓発・指導に努めた。</p> <p>自動車リサイクル法説明会を平成16年度に開催するとともに、随時、パンフレットの配布を行った。</p> <p>食品、家電リサイクル法及びパソコン・リサイクルについて、随時、パンフレットの配布を行った。</p> <p>社団法人愛知県産業廃棄物協会と協力し開催する産業廃棄物処理業者に対する講習会(毎年度複数回開催)を通じて各リサイクル法の周知に努めた。</p>	<p>コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊の再資源化については、「あいち建設リサイクル指針」で定めた平成22年度における目標の100%をすでに達成している。建設発生木材の再資源化については、目標値の95%は平成17年度において77%となっている。建設発生木材については、目標を達成するためさらに関係事業者の啓発に努める必要がある。</p> <p>登録・許可申請における審査事務、登録・許可業者に対する立入検査等により各リサイクル法の適正な運用を図っていく必要がある。</p>
<p>以下の事業者自身の取組に資する啓発、情報提供等に積極的に努める。</p> <p>ア 事業者自らが企業活動全般に渡る環境保全への取組を効率的に進めるための組織内の体制、手続、審査等を定めた「環境マネジメントシステム」(環境管理、環境審査)の導入</p> <p>イ 生産工程の変更などによる廃棄物の発生抑制や製造、加工及び販売段階での分別の徹底等による減量化・資源化について経営上の重要課題としての位置付け</p> <p>ウ 減容化の推進などによる最終処分場の延命化策の検討及び単なる焼却による減容化からサーマルリサイクルへの転換等</p>	<p>排出事業者に対する計画の説明やパンフレットの配布を通じるなどにより啓発等を実施した。</p>	<p>引き続き啓発や情報提供に努める必要がある。</p>

施策の内容	取組の状況	取組の評価等
(3) 市町村の取組の促進		
<p>「一般廃棄物処理計画」の策定により一般廃棄物の計画的な収集、処分を実施し、資源回収などによるごみ排出量の削減、再生利用等による適正な循環的利用を実施できるよう支援する。</p>	<p>愛知県分別収集促進計画を策定(現計画は第4期(平成18年度～平成22年度))し、法に定める10品目の分別再資源化を進めてきた。各品目とも分別実施市町村は増加している。</p>	<p>紙製品及びペットボトルを除くその他のプラスチック製容器包装廃棄物については、分別実施率がやや低く、これを高めるようさらに、市町村への啓発・指導が必要である。</p>
<p>以下の市町村自身の取組に資する啓発、情報提供、支援に積極的に努めるとともに、必要な技術的援助を行う。 ア 埋立処分量を削減するための溶融処理の導入 イ 不用品の交換制度の導入、リサイクルプラザの建設等、再使用、再生利用への積極的な施策の展開 ウ 公共工事に伴い発生する建設系廃棄物などの処理に関し、民間事業者の模範となる処理の実践</p>	<p>市町村に対し、「循環型社会形成推進交付金制度」や、県の単独補助を活用した、施設整備に対する支援を行っている。情報提供や、技術的援助を適宜実施している。特に市町村からの相談に対しては国への照会、情報収集・提供を積極的に実施している。</p>	<p>市町村の実情に応じた支援ができるよう、また、市町村間の取り組みの格差が是正できるよう情報交換、指導等を実施する必要がある。市町村が県に要望する内容を整理し、支援していく必要がある。</p>
<p>廃棄物の資源化・減量化等県民の協力による成果を県民に分かりやすく周知する取組を支援する。</p>	<p>ホームページを通じて、資源化、減量化の状況等の成果を周知している。</p>	<p>廃棄物に係る専門的な用語などはわかりにくいいため県民に分かりやすい周知に努める必要がある。</p>
(4) 地方公共団体の率先的役割		
<p>県の事業においては、「リサイクル資材評価制度」の導入により、リサイクル資材の積極的活用を図るなど再生利用を推進する。その結果、建設副産物(建設工事に伴い副次的に得られる物品で、再生資源及び廃棄物を含む物)に関して、アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊及び建設発生木材については、再資源化率100%を目指す。</p>	<p>「建設副産物リサイクルガイドライン」に基づき、県が実施する工事における建設副産物の発生抑制、リサイクルの推進等を行っている。 「あいち建設リサイクル指針」に基づき、分別解体等を行わなければならない建設工事の規模や再資源化率の目標を定め再生利用を推進している。 リサイクル資材については、評価基準に適合するものを「あいくる材」として認定し、県の公共工事で率先利用している。</p>	<p>コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊の再資源化については、「あいち建設リサイクル指針」で定めた平成22年度における目標の100%をすでに達成している。建設発生木材の再資源化については、平成17年度において77%となっている。建設発生木材については、目標を達成するためさらに関係事業者の啓発に努める必要がある。利用実績の少ない「あいくる材」の品目については利用率の向上が必要である。</p>
<p>環境保全上の安全性などの条件や公共工事の建設資材などへの活用方法について県がまとめた「再生利用促進指針」に基づき、率先して地方公共団体内部における資源化や再生材利用の拡大を図る。</p>	<p>「あいち資源循環型社会形成プラン」を策定し、主体別の取組の中で、県・市町村の役割に応じた取組として、建設リサイクル法やグリーン購入法に基づく環境物品の調達を目標化し、周知している。</p>	<p>地方公共団体は、大規模事業者でもあることから、取組の一層の促進が必要である。</p>
<p>環境負荷の少ない持続可能な社会の構築を目指す「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」(以下「グリーン購入法」という。)に基づく調達方針を定め、環境物品の率先的な調達に取り組む。</p>	<p>「あいち資源循環型社会形成プラン」を策定し、主体別の取組の中で、県・市町村の役割に応じた取組として、建設リサイクル法やグリーン購入法に基づく環境物品の調達を目標化し、周知している。</p>	<p>地方公共団体は、大規模事業者でもあることから、取組の一層の促進が必要である。</p>
<p>市町村の公共事業系廃棄物の建設資材などへの活用、資源化、再生材利用の拡大やグリーン購入法に基づく環境物品調達の取組を促す。</p>	<p>「あいち資源循環型社会形成プラン」を策定し、主体別の取組の中で、県・市町村の役割に応じた取組として、建設リサイクル法やグリーン購入法に基づく環境物品の調達を目標化し、周知している。</p>	<p>地方公共団体は、大規模事業者でもあることから、取組の一層の促進が必要である。</p>
(5) 資源化を促進するための環境づくり		
<p>利用可能な廃棄物の交換を促進するため「産業廃棄物広域交換制度」の周知、啓発に努める。</p>	<p>ホームページにより「産業廃棄物広域交換制度」の紹介をするとともに、「資源循環情報システム」をつくり、地域別・企業別に廃棄物の排出状況等を提供している。</p>	<p>「資源循環情報システム」の構築により、リサイクル技術など資源循環を進めるため必要な情報提供が可能となった。</p>

施策の内容	取組の状況	取組の評価等
再生利用業の個別指定制度や認定制度を利用した再生利用の促進に努める。	インターネットによる情報の提供を実施している。	引き続き情報の提供を行う必要がある。
減量化・資源化施設導入に対する融資制度(再生利用促進資金融資制度、公害防除施設整備融資制度等)の周知に努める。	事業者支援のため、インターネットによる情報提供等に努めている。	引き続き情報提供を行う必要がある。
資源化技術の研究・開発を行い、その普及を図る。	「あいちエコタウンプラン」に基づいて、先導的で効果的なりサイクル技術の事業化に対する支援を行っている。平成18年度からは、民間企業において豊富な経験を持つ人材を迎えて、「あいち資源循環推進センター」を設置し、循環ビジネスに関する相談や技術的な支援を行っている。平成18年度からは、産業廃棄物税を活用して、県単独で「循環型社会形成推進事業費補助金」を創設し、循環ビジネス事業化検討(フィージビリティ・スタディ)に対する補助を開始したほか、リサイクル施設整備に対する補助を開始した。	産業廃棄物税を活用して補助制度などを充実するとともに、民間企業からの人材を得て、新しい循環ビジネスを開始しようとする企業の事業化に向けた各段階(技能開発、事業化検討、施設整備、評価、検証)の支援が行えるようになった。
民間事業者を主体としたリサイクル基盤整備について、関係機関などとの調整に努める。	「あいちエコタウンプラン」では、「環境と経済が好循環するモノづくり県」をテーマに掲げており、モノづくり県である本県ならではの産業技術を活かしながら、企業による先導的で効果的な循環ビジネスの創出・事業化の促進を図っている。リサイクル事業の採算性・継続性の確保を図る上で、廃棄物の収集・運搬コストの削減は大きな課題であることから、「あいちエコタウンプラン」は(集中的な拠点方式ではなく)、県内全域を対象として、地域の特性に応じたリサイクル事業の集積とネットワーク化を進めている。県内各地域の廃棄物排出状況などを踏まえながら、廃棄物をリサイクルするのみならず、エネルギー源としても活用することによって、資源の地域内循環を図る「ゼロエミッション・コミュニティ構想」の策定に着手した。	エコタウン事業(先導的で効果的な循環ビジネス)は、平成18年4月現在で6事業となっており、平成18年度の「資源循環推進センター」の設置によって、さらにその創出・事業化は加速している。エコタウン事業とゼロエミッション・コミュニティとの組み合わせによって、我国を先導する資源循環型社会づくりは加速するものと考えている。
施策2 適正処理の推進		
(1) 適正処理指導の徹底		
排出事業者及び処理業者に対して、法令の遵守はもとより、より広い視点から地域環境に配慮した処理に努めるよう立入検査や指導を強化する。	排出事業者や処理業者の立入検査、指導を実施している。	引き続き立入検査や指導に努める必要がある。

	施策の内容	取組の状況	取組の評価等
	<p>適正な処理及びそれを遂行するための管理体制の整備を含めた「多量排出事業者の産業廃棄物処理計画」の策定及び毎年度の報告の遵守を指導する。</p>	<p>廃棄物処理法の規定に基づき、多量排出事業者は、毎年度、計画策定、実施状況報告が義務付けられているため、これらを取りまとめ県内の処理の状況を把握している。また、毎年度取りまとめる処理状況の内容等は、廃棄物の減量化・資源化等を計画的に進める処理計画策定のための基礎データとなっている。</p>	<p>多量排出事業者による産業廃棄物の減量化、資源化の取組が進み、県廃棄物処理計画の平成18年度の減量化目標をほぼ達成の見込みである。</p>
	<p>排出事業者が委託により処理を行う場合にあつては、産業廃棄物が適正に処理されるよう適正処理コストの負担や産業廃棄物管理票(以下「マニフェスト」という。)の使用の徹底などについて指導するとともに、各種業界団体に対して、傘下の会員が適正な処理や委託を徹底するよう要請する。</p>	<p>廃棄物処理法の規定に基づき、事業活動に伴い産業廃棄物を生ずる事業者は、その産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合は、その受託者にマニフェストを交付することが義務付けられているため、事業場等への立入検査時に適正なマニフェストの交付、委託契約の締結等について指導している。なお、毎年、6月と11月を指導強化期間として指導を徹底している。</p>	<p>マニフェストを交付する全ての事業者等に対してマニフェスト制度の徹底とともに、報告書提出等に関する周知を図る必要がある。</p>
	<p>委託した産業廃棄物の処理状況については、法令に基づき、発生から最終処分が終了するまでの一連の処理が適正に確保されるようマニフェストによる確認を行うとともに現地調査による確認を行うよう指導する。</p>	<p>保管行為者に対し、適正な保管を指導している。法令違反者に対しては改善命令書等を交付するとともに、告発を視野に入れた指導を強力に進めている。</p>	<p>引き続き過剰保管が生じないように指導する必要がある。</p>
	<p>産業廃棄物の保管量などの基準を定めた「産業廃棄物の保管に関する基準」に基づき、過剰保管などの防止を図る。</p>	<p>平成14年度に本庁及び7県事務所に設置した「不法投棄等監視特別機動班」、さらに、平成18年度からは県事務所に警察官OBを配置し、立入検査や指導の強化を図っている。また、悪質な法令違反者に対しては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく行政処分を行うとともに、必要に応じて告発を行うなど厳格に対処し、不適正な処理の早期是正と再発防止に努めている。</p>	<p>「不法投棄等監視特別機動班」及び監視パトロール等により立入検査や指導の強化が図られている。また、悪質な法令違反者に対しては、行政処分を行うとともに、平成14年度、16年度及び17年度にそれぞれ1件ずつの告発を行っており、こうした厳正な対処により、不適正な処理の早期是正と再発防止が図られている。</p>
<p>(2) 廃棄物処理施設の信頼性と安全性の確保</p>	<p>廃棄物処理施設の設置に当たり、施設整備への理解が得られるよう地域住民に対する説明会の開催や、隣接地の承諾を得ること等を事業者が義務付け、この制度の適正実施を指導する。</p>	<p>平成15年10月1日に「廃棄物の適正な処理の促進に関する条例」を施行し、廃棄物処理法第8条第4項又は第15条第4項に規定する焼却施設、最終処分場等の廃棄物処理施設の設置に当たっては、住民説明会の開催を義務付けた。また、「産業廃棄物適正処理指導要綱」に基づき隣接地の承諾を得ることを指導している。</p>	<p>廃棄物処理施設の計画等の説明会を開催することや隣接地の承諾を得ることで周知が図られる。</p>

施策の内容	取組の状況	取組の評価等
<p>排出事業者及び処理業者の経営破綻に伴う、廃棄物の長期に渡る違法な放置を速やかに是正するため、施設の設置及び処理業の許可にあたり、放置廃棄物の撤去に要する事業者の資力を充分考慮する。</p>	<p>産業廃棄物処理業の許可に当たっては、自己資本比率、経常利益、資産の状況など、申請者の経理的基礎について審査基準を定め、申請者の資力について審査している。</p>	<p>申請者の経理的基礎を審査することにより、産業廃棄物の収集・運搬・処分を的確にかつ継続的に行うことが可能であるか確認できる。</p>
<p>県外から搬入される産業廃棄物が適正に処理されるよう毎年度の届出を義務化するとともに、環境保全上の支障の恐れがある場合には搬入停止勧告などの措置を講じる。</p>	<p>平成15年10月1日に「産業廃棄物の適正な処理の促進に関する条例」を施行し、第8条第1項の規定により県外から産業廃棄物を搬入する場合の届出の義務付けなどを行った。</p>	<p>県外から搬入される産業廃棄物が事前に確認できる。</p>
<p>廃棄物処理施設の信頼性等を確保するため、設置者自らによる定期検査の徹底と維持管理状況に関する閲覧簿の備え付けの遵守について指導する。また、行政による立入検査については、いわゆる「抜き打ち」検査を充実する他、排水などの検査を厳格に行う。さらに、事業者の検査結果を把握し、積極的なデータ公表を通じて、県民の理解を得るよう努める。</p>	<p>廃棄物処理施設等の立入検査や排水等の行政検査については、日ごろからいわゆる「抜き打ち」検査を基本に実施している。また、廃棄物焼却炉等のばいじんや燃え殻、廃棄物最終処分場の放流水や周縁地下水のダイオキシン類に係る事業者の測定結果について、毎年度、報告を受け、その検査結果を公表している。</p>	<p>立入検査や行政検査については、従来からいわゆる「抜き打ち」検査を基本に実施しており、また、事業者の自主検査結果についても、日ごろからその把握に努めるとともに、積極的なデータ公表をし、県民の理解が図られている。</p>
<p>民間最終処分場の埋立終了後の跡地管理においては、設置者に対し維持管理積立金制度による適切な管理を指導する。</p>	<p>廃棄物が地下にある土地については、区域を指定し、周知するとともに、台帳を各事務所に整備している。維持管理積立金制度については、対象事業者に対して説明会の開催など制度の周知及び適正管理を指導している。</p>	<p>区域指定したことで土地の形質変更届出等を通して、跡地のその後の開発状況等を把握できる。維持管理積立金制度については、埋立終了後の維持管理費用を確保できる。</p>
<p>埋立終了後の民間最終処分場跡地の利用者に対する情報提供のため、構造や埋立廃棄物の種類等を明確にした台帳の整備を行う。</p>		
(3) 関係機関との連携		
<p>不法投棄、野焼きや過剰保管等、不適正な処理の未然防止と早期是正を図るため、県の事業活動の主体となる部局、事業の発注者となる部局、事業活動に対して指導・監督の役割を担う部局、廃棄物処理を指導・監督する部局の連携を強化し、それぞれの立場から積極的な対策を講じる。</p>	<p>関係機関の連携を図りそれぞれの立場で対策を講じることとしている。</p>	<p>引き続き関係機関が連携し対策を講じる必要がある。</p>
<p>市町村や関係機関との連携を密にして廃棄物の不適正処理への対応を強化するとともに、不法投棄については、原因者のみならず関係者の責任ある対応を指導する。</p>	<p>不法投棄や過剰保管等の不適正処理に対する指導に当たっては、市町村等関係機関と連携を密にし、行為者のみならず地権者等に対しても強力に働きかけるとともに、指導に従わない行為者には、告発も視野に入れた厳しい対応を取ることとしている。</p>	<p>市町村や関係機関と連携し、廃棄物の不適正処理への対応を、引き続き推進する必要がある。</p>
<p>公共工事に関係する部局で構成する「愛知県環境マネジメントシステム推進会議幹事会公共事業検討部会」を活用し、一体となって廃棄物の不適正な処理の防止に努める。</p>	<p>関係機関の連携を図りそれぞれの立場で対策を講じることとしている。</p>	<p>関係機関が連携し対策を講じる必要がある。</p>

施策の内容	取組の状況	取組の評価等
<p>地域の特殊性も考慮しながら、県全体として同一水準の処理を確保するため、指定都市、中核市と産業廃棄物の処理に関する情報交換や相互協力等連携を強化する。</p>	<p>市町村対象の連絡会議や「ごみゼロ社会推進あいち県民会議」の取り組みの中で、水準の引き上げについて、取り組んでいる。特に分別収集の水準引き上げ、回収品目の拡大、質の高い分別品目の確保については「ごみゼロ社会推進あいち県民会議」の容器リサイクル部会の中で検討している。</p>	<p>市町村の情報交換、協議を密にする必要がある。</p>
<p>行政や事業者により構成する「適正処理推進会議」を設置し、適正処理に関する各種施策の総合的かつ計画的な推進について検討する。</p>	<p>産業廃棄物の不適正処理を是正するには、各種の法令や多くの行政分野にわたるケースが多いため、副知事を議長とする「適正処理推進会議」を設置し、関係部局、警察、排出事業者、処理業者等と連携して、今後の不適正処理の未然防止のための対応や既に不適正処理された産業廃棄物の適正処理のための方策等についての検討を行う。</p>	<p>必要に応じ、開催する必要がある。</p>
<p>施策3 廃棄物処理施設の整備の促進</p>		
<p>(1) 地域に配慮した廃棄物処理施設の整備の促進</p>		
<p>一般廃棄物の処理については、自治事務として市町村が主体となり「一般廃棄物処理計画」に従って単独で、または広域的に中間処理施設及び最終処分場を確保するものであるが、確保にあたり地域の社会的、地理的条件を考慮した適正規模の施設整備を促進する。焼却に関しては、ダイオキシン類発生抑制やサーマルリサイクル促進等の観点から一定規模以上の焼却能力を有するブロック単位の処理を目指す「愛知県ごみ焼却処理広域化計画」に基づき、今後も市町村の事情を勘案しつつ、焼却処理の広域化の実現を目指す。</p>	<p>焼却能力300t/日以上を基準とする13ブロックのうち12ブロックで広域化ブロック会議が設置され、そのうち2ブロックにおいて焼却施設が完成し、4ブロックにおいて広域化実施計画が策定されている。</p>	<p>広域化計画を推進するため、必要に応じ県も広域化ブロック会議に参加し、計画の策定などについて助言・指導を行うとともに、市町村合併も踏まえ、東三河ブロック等、実現化が進んでいないブロックの指導とともに計画の再検討を行う必要がある。</p>
<p>中小事業者排出分の産業廃棄物に関しては、本来事業者処理責任の原則の下で処理されるものであるが、市町村が必要と認める場合にあっては、全連続炉において一般廃棄物と併せて焼却処理することができる産業廃棄物について、市町村が必要な経費を徴収しながら処理することについて検討する。</p>	<p>必要に応じて一般廃棄物に併せて産業廃棄物を焼却処理することについて助言を行っている。</p>	<p>地域の状況に応じて検討することは必要と考えられる。</p>
<p>し尿処理については、衛生的な処理を確保するため、また海洋汚染防止の観点から早期に、し尿処理施設及び下水道、農業集落排水処理施設、漁業集落排水処理施設、コミュニティプラント、合併処理浄化槽等の生活排水処理施設の計画的、効率的な整備を図る。</p>	<p>これまで、海洋投棄していた市町村についても平成17年末にし尿処理施設が完成し、平成18年現在県内で海洋投棄している市町村は皆無となった。</p>	<p>し尿処理施設の高度化等について指導していく必要がある。</p>
<p>産業廃棄物処理においては、事業者処理責任の原則に基づき、排出事業者、処理業者による適正な処理施設の整備を促進する。</p>	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、産業廃棄物処理施設の設置許可、産業廃棄物処分業許可等を行い、適正な処理施設の整備を促進している。</p>	<p>引き続き適切な法の運用を図る必要がある。</p>

施策の内容	取組の状況	取組の評価等
<p>廃棄物処理施設の信頼性と安全性を確保するため、「愛知県産業廃棄物適正処理指導要綱」に基づき、地域環境に配慮した施設整備を促進する。</p>	<p>積替保管施設、中間処理施設及び最終処分場の立地に当たっては、「愛知県産業廃棄物適正処理指導要綱」に基づき、周辺環境への配慮等を指導している。</p>	<p>引き続き適切な指導が必要である。</p>
<p>より信頼性と安全性の高い廃棄物処理施設の整備を目指し、複数の排出事業者又は処理業者、あるいは排出事業者と処理業者との協業化による共同処理施設の建設の推進を図る。</p>	<p>必要に応じて指導、助言を行うこととしている。。</p>	<p>-</p>
<p>ポリ塩化ビフェニル廃棄物については、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」に基づき、国の処理基本計画に即して、県のポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画を早期に策定し、確実、適正な処理を総合的かつ計画的に推進する。</p>	<p>平成16年12月に「愛知県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」を策定し、県内におけるPCB廃棄物を適正に保管し確実かつ計画的に処理できるよう推進している。平成17年9月豊田市内において拠点的広域処理施設が操業を開始した。</p>	<p>ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理のため拠点的広域処理施設による処理を開始することができた。</p>
<p>「廃棄物処理法」に基づく廃棄物処理センター制度や「産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律」に基づく特定施設制度を利用した産業廃棄物処理に関するモデル的な施設の整備を促進する。</p>	<p>平成18年度に、(財)愛知臨海環境整備センターが廃棄物処理センターの指定を受けた。</p>	<p>センター指定により、排出事業者から基金の出金を受けることができることなどから、効率的な経営を行い、適正かつ確実な廃棄物処理を行うことが可能になると期待できる。</p>
<p>(財)産業廃棄物処理事業振興財団が行う「産業廃棄物処理事業に必要な資金の借入に係る債務保証制度」や日本政策投資銀行、愛知県等が行う融資制度の周知に努める。</p>	<p>インターネットによる情報提供や、事業者からの相談において紹介している。</p>	<p>引き続き事業者支援の情報として提供していく必要がある。</p>
<p>地方公共団体が工業団地等を建設する場合、廃棄物処理に配慮する。例えば、団地内で廃棄物処理施設や資源化施設の設置スペースを確保するなど出来るだけ身近なところで廃棄物を処理する体制づくりを促進する。</p>	<p>関係機関との調整に努めている。</p>	<p>必要に応じ、調整に努める必要がある。</p>
(2) 広域的な最終処分場の整備		
<p>基本的な考え方</p>		
<p>ア 産業廃棄物の最終処分場については、民間事業者のみによる施設の確保が極めて困難な状況にあること、適正かつ広域的な処理の確保を促進するために廃棄物処理法改正がなされたこと等の背景を踏まえ、事業者処理責任の原則の下、必要に応じて第三セクター方式により、広域的な最終処分場の整備に公共関与を行う。</p>	<p>衣浦港3号地において、第三セクター方式による公共関与の広域的な廃棄物処分場の整備を計画しており、環境影響評価を開始している。</p>	<p>-</p>
<p>イ 一般廃棄物の最終処分場についても、単独市町村による整備が困難であること、市町村間の連携による効率化が必要であること等の観点から、市町村が広域的な最終処分場の整備を目指す場合には、支援・協力する。</p>	<p>イ 一般廃棄物の最終処分場について、市町村が広域的な最終処分場の整備について相談があれば、支援・協力することとしている。</p>	<p>-</p>
<p>ウ 深刻な適地の減少を踏まえ、産業廃棄物、一般廃棄物を併せた広域的な最終処分場の確保についても検討する。</p>	<p>衣浦港3号地において、第三セクター方式による公共関与の広域的な廃棄物処分場の整備を計画している。</p>	<p>-</p>

施策の内容	取組の状況	取組の評価等
<p>今後の方向</p> <p>ア (財)愛知臨海環境整備センターの最終処分場については、円滑な運営が図られるよう引き続き支援・協力する。なお、当処分場の残余年数は逼迫しており、今後はリサイクル施設を含めた総合的な廃棄物処理を目指しつつ、県内全域の産業廃棄物等を対象とした広域的な最終処分場確保に取り組む。</p> <p>イ 広域的な市町村圏において、市町村が一般廃棄物の最終処分場を整備する場合、また、市町村がその地域の企業と第三セクターを組織し、産業廃棄物等の最終処分場を整備する場合には、「自区域内処理」を推進する観点から、市町村の意向、地理的条件を踏まえ、その整備に対して、引き続き支援・協力する。具体的には以下のエリアを基本とするが、搬入距離などの地理的な要素、経済的、行政的な繋がり、歴史的な経緯を勘案し、エリア相互の境界見直しも検討していく。 (以下エリアの記載略)</p>	<p>(財)愛知臨海環境整備センターに対しては、人的支援などを続けている。また、次期処分場について、衣浦港3号地を対象として同財団法人が平成18年度から環境影響評価を開始している。次期処分場の候補地については、県も地元説明に参加するなど、積極的な関与をしている。</p> <p>圏域ごとに市町村の意向を聴取するなどの協力を行っている。</p>	<p>広域的な最終処分場の確保の取り組みを始めることができた。</p> <p>将来の円滑な処分場設置に備え、当面は、圏域ごとに異なる条件や現状などを慎重に見極め、引き続き地元の意向を聴取していく必要がある。</p>
<p>施策4 監視・指導体制の充実</p>		
<p>(1) 適正処理に関する監視・指導・取締体制の充実</p>		
<p>不適正な処理の未然防止や早期是正に向け、「不法投棄等監視特別機動班」を設置し、監視パトロールを強化する。また、廃棄物処理に関わる部局間の連携を密にし、それぞれの権限に基づく監視・指導を徹底する。</p>	<p>産業廃棄物の不適正処理の未然防止及び迅速適正な対応に向け、本庁及び7県事務所に「不法投棄等監視特別機動班」を設置し、定期的、計画的な監視パトロールを行っている。さらに、平成18年度からは、警察官OBを新たに県事務所に配置し、なお一層の指導・監視強化に努めている。また、本庁に「愛知県産業廃棄物不法処理防止連絡協議会」、事務所に「地域産業廃棄物不法処理防止連絡協議会」を設置し、市町村や関係機関と連携を密にし一体となって、不適正処理の未然防止及び不適正処理事案に対する迅速かつ的確な対応に努めるとともに、職員による監視だけでなく、民間の警備会社に休日、夜間における監視業務を委託し、不法投棄や野焼きなどの不適正処理に対する一層の未然防止に努めている。</p>	<p>「不法投棄等監視特別機動班」及び監視パトロール等により産業廃棄物の不適正処理の未然防止や早期是正が図られている。</p> <p>「愛知県産業廃棄物不法処理防止連絡協議会」及び「地域産業廃棄物不法処理防止連絡協議会」により市町村や関係機関との連携強化が図られている。</p> <p>民間の警備会社に委託した休日、夜間の監視パトロールにより不法投棄や野焼きに対するきめ細かな監視が図られている。</p>
<p>県、県警察、指定都市、中核市、(社)愛知県産業廃棄物協会、(社)愛知県建設業協会及び名古屋海上保安部等により構成する「愛知県産業廃棄物不法処理防止連絡協議会」を活用し、また、地方機関、市町村等により構成する「地域産業廃棄物不法処理防止連絡協議会」を設け、連携を密にし、一体となって不適正処理の防止に努める。</p>	<p>63市町村のうち、59市町村が地元郵便局との覚書を締結しており、市町村と郵便局との速やかな情報提供や連携により、産業廃棄物の不法投棄や野焼き等の不適正処理の未然防止や早期是正に努めている。</p>	<p>一部の市町村を除いて大部分の市町村と地元郵便局との不法投棄に関する覚書が締結され、不適正処理の未然防止や早期是正への監視体制の強化が図られている。</p>
<p>監視が希薄になりがちな休日、夜間における監視業務を民間の警備会社に委託する。</p>	<p>民間の警備会社に休日、夜間における監視業務を委託し、不法投棄や野焼きなどの不適正処理に対する一層の未然防止に努めている。</p>	<p>民間の警備会社に委託した休日、夜間の監視パトロールにより不法投棄や野焼きに対するきめ細かな監視が図られている。</p>
<p>市町村と地元郵便局との不法投棄に関する覚書の締結などの推進により不適正処理の未然防止や早期是正に努める。</p>	<p>63市町村のうち、59市町村が地元郵便局との覚書を締結しており、市町村と郵便局との速やかな情報提供や連携により、産業廃棄物の不法投棄や野焼き等の不適正処理の未然防止や早期是正に努めている。</p>	<p>一部の市町村を除いて大部分の市町村と地元郵便局との不法投棄に関する覚書が締結され、不適正処理の未然防止や早期是正への監視体制の強化が図られている。</p>
<p>県警察との協力体制を一層充実し、一体となって不適正な処理に対する監視・指導に努める。また、環境犯罪に対する取締体制を整備し、取締を通じ、得られた状況に応じて必要な制度の見直しを推進する。</p>	<p>悪質な環境破壊行為を「環境犯罪」ととらえ、その取締りを強化するため、県警本部に設置された環境犯罪対策室との連携を強化するとともに、平成18年度からは警察官OBを事務所に配置し、監視体制の強化を図っている。また、悪質な業者に対しては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく行政処分を行うとともに、必要に応じて告発を行うなど厳格に対処している。</p>	<p>県警環境犯罪対策室との連携を図り、監視体制の強化が図られている。</p>

	施策の内容	取組の状況	取組の評価等
	<p>不適正処理の広域化に対処するため、地方機関との緊密な情報連絡体制を構築するとともに隣接県等との情報交換や協議・協力体制の充実に努める。</p>	<p>県事務所廃棄物指導・監視担当と必要に応じて「廃棄物過剰保管適正化連絡会議」を開催し、迅速な情報交換を行っている。 また、毎年度隣接県市と3県1市や4県7市、さらに東海北陸ブロック会議を開催するなどして情報交換や協議・協力体制の充実に努めている。</p>	<p>地方機関との情報交換を行うとともに、隣接県市との情報交換や協議の場を設け協力体制の構築が図られている。</p>
	<p>地域環境保全委員の協力や不法投棄情報の通報体制の周知により、不適正処理事例の情報提供や早期発見に努めるとともに、野焼きや過剰保管に対して一斉点検を行うなど監視・指導を強化する。</p>	<p>地域環境保全委員等の協力を得て、不法投棄情報収集のための専用FAXやEメールにより地域住民からの情報収集や早期発見に努めるとともに、野焼きや過剰保管に対し、毎年度概ね6月及び11月に適正処理指導強化期間を設け一斉点検を実施するなどして指導・監視の強化に努めている。</p>	<p>地域環境保全委員の協力や不法投棄110番の専用FAXにより、情報収集や早期発見が図られている。 また、年2回の一斉点検を行うなどして、指導・監視の強化が図られている。</p>
	<p>不法投棄や過剰保管に関して、弁護士、学識経験者等により構成する「不法投棄等撤去検討委員会」を設置し、対応手法等の検討を行う。</p>	<p>不適正処理された産業廃棄物に関する具体的事項について審議するため、学識経験者等を構成メンバーとする「不法投棄等撤去検討委員会」を設置し、原状回復のための改善指導方策や現状回復の仕組み作りなどについて検討を行った。</p>	<p>平成14年度、平成15年度の2年間に、対応手法等について取りまとめることができた。</p>
<p>(2) 人材の育成</p>	<p>適正処理、減量化、資源化等の幅広い分野で適切な指導が行えるような人材を確保・活用するとともに、新たな人材を育成するための教育・研修を充実する。</p>	<p>産業廃棄物処理業が県民から信頼や理解を得られるよう(社)愛知県産業廃棄物協会と連携して、産業廃棄物処理業の健全化のためのセミナーを開催している。</p>	<p>産業廃棄物の適正処理を強化するため、必要に応じ警察官OBを事務所へ配置するなど、適切な人材確保・活用が図られている。</p>
<p>(3) 環境犯罪を許さない機運の醸成</p>	<p>市町村、関係機関・団体等との連携を強め、各種広報啓発活動を積極的に行い、排出事業者の遵法意識を高めるとともに、広く県民の間に環境犯罪を許さない気運を醸成する。</p>	<p>政令市、警察、社団法人愛知県産業廃棄物協会等で構成する産業廃棄物不法処理防止連絡協議会を開催し、各関係機関・団体との連携を強化するとともに、平成15年10月に施行した「廃棄物の適正な処理の促進に関する条例」の説明会等を開催するなど、排出事業者や処理業者を始め、広く県民に廃棄物の適正処理に係る情報を周知している。</p>	<p>市町村、関係機関、団体などとの連携強化を図るとともに、県民に対し法や条例の周知により適正処理の普及が図られている。</p>
<p>(4) 排出事業者の責任強化</p>	<p>廃棄物排出者が自らの責任において適正に処理する事業者責任を具現するため、処理業者による不法投棄など不適正事案については、排出事業者の責任を明らかにして、原状回復責任を負う排出事業者責任制度の徹底を図る。</p>	<p>平成15年10月1日から施行した「廃棄物の適正な処理の促進に関する条例」において、排出事業者の責務を規定するとともに、不適正処理されたときの排出事業者の義務について定めている。不法投棄など不適正事案が起こった場合には、廃棄物物理処理及び清掃に関する法律や県条例に基づき排出事業者による原状回復を指導している。</p>	<p>不法投棄などに対して排出事業者による原状回復が図られる。</p>

施策の内容	取組の状況	取組の評価等
<p>施策5 情報の収集・提供</p>		
<p>(1) 適正処理・資源化情報の収集・提供</p>		
<p>廃棄物に関する適正処理・資源化について、他県、諸外国の先進的事例の情報収集に努める。</p>	<p>文献情報等の収集に努めている。</p>	<p>引き続き収集に努める必要がある。</p>
<p>処理業者・資源化業者情報、最終処分場等処理施設情報、処理実績情報、リサイクル情報等の電子情報化を推進する。</p>	<p>平成17年度、県内におけるリサイクル事業者及び技術内容の所在状況、受入条件などの情報を収集・提供する「資源循環情報データベース」を含む「資源循環情報システム」を、平成18年5月からインターネットを介して供用している。 資源循環情報システムの4つの機能と開発年度 ・生産から消費、廃棄、リサイクルにいたる、県内の物質の流れを把握・分析できる「物質フロー解析」(平成17年度) ・県内各地における廃棄物の排出状況、リサイクル事業所や技術の所在情報などを収集・提供する「資源循環情報データベース」(平成17年度) ・企業などによる環境負荷低減に向けた様々な取組事例を紹介する「エコプロジェクトファイル」(平成17年度) ・日常生活と資源循環との関わりをシミュレーションゲームによって体験できる学習ツールとして提供する「循環学習シミュレーション」(平成18年度) また、産業廃棄物処理業者及び産業廃棄物処理施設の許可内容等の電子情報化の処理システムを構築した。</p>	<p>廃棄物処理法で定められた調査だけでなく、ビジネスとして資源循環を進めるために必要な情報を収集し、データベースとして提供できる。</p>
<p>「行政情報通信ネットワーク」を整備し、インターネット等を通じて、産業廃棄物広域交換情報、資源化業者リスト等のリサイクル関連情報、処分業者の最終処分場等処理施設情報及び先駆的企業や試みに関する情報等を提供する。</p>	<p>資源循環情報システムを構築(平成17年度) ・県内の物質の流れと環境負荷を定量的に把握する物質フローを作成し、資源循環に向けた、企業・県民・行政の自己評価や取組検討などのツールとして提供 ・資源循環情報データベースとして受入業者、排出業者をデータベース化するとともに、リサイクル事業の実施状況もデータベース化し、インターネット上で詳細な検索ができるようシステム化 ・企業などによる資源循環の成功事例やNPOなどの活動情報、行政による施策を紹介 ・これらの情報、ツールをインターネットを通じて提供</p>	<p>引き続き情報の充実が必要である。</p>

施策の内容	取組の状況	取組の評価等
<p>(2) 適切な指導のための処理状況の把握</p> <p>最終処分場を設置している事業者、県外へ運搬する収集運搬事業者及び産業廃棄物処分業者などに対し、実績報告を求めるとともに必要な指導を行う。</p> <p>ポリ塩化ビフェニル廃棄物については、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」に基づく毎年度の届出により保管状況を把握し、法に基づく期限内処分の指導を行う。</p>	<p>毎年、業者等から実績報告を受けており、必要に応じて処理について指導を行っている。</p> <p>毎年度、PCB特別措置法に基づく届出状況を取りまとめることで、保管・処理の状況を確認している。また、「PCB廃棄物に係る東海地区広域協議会」において東海地区共通の指導方針を策定し、保管事業者等に対して指導・啓発を実施している。</p>	<p>産業廃棄物の処理実績の把握ができる。</p> <p>適切に保管状況の把握がされている。また、PCBの安全な処理の体制ができた。</p>
<p>施策6 環境教育等の推進</p>		
<p>(1) 県民に対する学習の場の提供</p>		
<p>愛知県教育委員会と連携して廃棄物に関する事項も盛り込んだ環境教育副読本を作成し、学習教育の場を通して廃棄物の処理に対する理解や資源を大切にすることを意識を育む。</p>	<p>毎年、ごみに関する事項を盛り込んだ環境副読本を作成し小学4年生を対象に配布し使用されている。</p>	<p>引き続き実施する必要がある。</p>
<p>廃棄物についての理解を深め、減量化・資源化を促進するため、シンポジウムの開催や各種パンフレットの作成、配布を行う。</p>	<p>ごみゼロ社会推進あいち県民大会の開催、小学生を対象としたごみ調査隊などの実施、パンフレットの配布により、廃棄物に対する県民の意識向上に努めた。</p> <p>社団法人愛知県産業廃棄物協会と協力し開催する産業廃棄物処理業者に対する講習会(毎年度複数回開催)などを通じて、廃棄物の適正処理の周知に努めた。また、平成17年度に開催した産業廃棄物税に関する説明会(17回開催)及び啓発用リーフレットにおいて、産業廃棄物の課題やその減量化、資源化の必要性についても、啓発、周知に努めた。</p>	<p>県民大会、講習会など積極的な参加があり意識の醸成等が図られているものと考えられる。</p>
<p>廃棄物に関する理解を深めていくための講習会や廃棄物処理施設見学会等の学習の場を設ける。</p>		
<p>(2) 事業者意識の高揚</p>		
<p>排出事業者、処理業者及び市町村に対して、「愛知県廃棄物処理計画」に関する説明会やシンポジウム等を開催する。また、適正処理、減量化・資源化に関する各種パンフレットを作成し、配布することにより廃棄物処理の主体としての意識の高揚を図る。</p>	<p>市町村担当者会議や産業廃棄物処理業者講習会などにおいて説明するとともに、パンフレットを作成し、広く配布した。</p>	<p>計画に基づく減量化目標は、平成18年度の減量化目標の計画値をほぼ達成できる見込みである。</p>
<p>企業・団体の減量化・資源化に対する取組を促進するため優良事業者の表彰など、その動機付けに努める。</p>	<p>愛知万博の開催を機に、平成16年度、「愛知環境賞」を創設し、企業や県民などによる、環境負荷低減に向けた、優れた技術・事業・活動に対する表彰を行っている。</p>	<p>愛知環境賞は、県、環境パートナーシップ・CLUBの共催で行っており、愛知環境賞を受賞することは企業にとってのステータスとなり、取組の動機付けになっていると考えられる。</p>